平成２３年（フ）第２８９６号
千葉県成田市美郷台２丁目９－４－101、開始決定時の住所千葉県成田市美郷台２丁目14－25－Ａ－101
破産者　中村　昭子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９８８号
東京都中野区松が丘１丁目11－15－104
破産者　官野未央子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３００４号
東京都大田区西糀谷１丁目５－３－307
破産者　小嶋　裕二
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０２２号
東京都江戸川区西葛西３丁目８－７－1108
破産者　三鶴　清二
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０７１号
千葉県市川市南行徳２丁目４－11－201
破産者　笠舛　浩基
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０７７号
埼玉県川口市芝中田２丁目27－２
破産者　田邊　孝男
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０９４号
東京都目黒区八雲２丁目７－２－201
破産者　樋口　佳子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１２５号
東京都江戸川区大杉２丁目６－１－101
破産者　竹之内久美子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２０２号
東京都足立区千住宮元町12－10－202
破産者　千葉まゆみ（旧姓橿尾）
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２１５号
東京都目黒区緑が丘３丁目５－12　サニーコーポ３Ｆ－Ｂ－１
破産者　矢口　淳登
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２８１号
東京都練馬区豊玉上２丁目14－12－503
破産者　堀　　幸喜
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２８９号
東京都大田区大森北６丁目２－12－Ⅱ203
破産者　櫻　　誠一
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３３６号
東京都葛飾区亀有１丁目10－４－401
破産者　中川　武久
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３４１号
埼玉県所沢市星の宮２丁目３－15－101
破産者　石山　啓子（旧姓藤岡）
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３４２号
埼玉県日高市横手２丁目19－６
破産者　加藤　惠子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３４３号
埼玉県川越市岸町１丁目11－32
破産者　羽岡　　博
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３８３号
千葉県習志野市東習志野３丁目12－14－202
破産者　長谷川　忍（旧姓梶田）
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３８４号
神奈川県川崎市中原区下小田中１丁目１－１－312
破産者　羽持　公平
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３８５号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目24－17
破産者　金子　哲也
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３８６号
神奈川県横浜市南区宿町３丁目56－303
破産者　高橋　　忍
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３８９号
東京都荒川区南千住５丁目37－５－503　大和マンション
破産者　杉本　和彦
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３９８号
東京都国分寺市西元町２－17－13、住民票上の住所東京都八王子市めじろ台１丁目２－502
破産者　岸部　光善
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部